

令和2年第19回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和2年12月23日(水)午後2時
ところ 市役所新館2階 202、203会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会12月定例会一般質問について
- (2) 冬季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 令和3年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (5) 不登校・いじめについて

4 議事

- 議案第60号 たつの市認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第61号 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和3年1月27日(水) 午後1時30分～
- ” 開催場所 (新館4階 大会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 令和3年 2月 日() 午後2時～
- ” 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和2年第19回たつの市教育委員会定例会会議録

とき 令和2年12月23日(水) 午後2時
ところ 市役所新館2階 202、203会議室

教育長

ただ今から、令和2年第19回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(5)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われまふ。賛成の方は挙手願ひします。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会12月定例会一般質問について、ご報告いたします。

教育委員会関係の質問について、まず、楠議員から市内学校園における今後のコロナ感染症対策についての質問がありました。楠議員は、以前から学校に体温測定カメラを備え付けることが必要ではないかと考えられており、この非接触型体温計を学校に設置していれば、感染症を防ぐことができるのではないかとのことです。また、今後の感染症対策を十分なものとして、子どもたちが安心して学べる学校にできるのではないかと質問でした。まず、以前、学校での発症者のことを尋ねられましたので、その状況について説明いたしました。感染後も、マスクを着用し、ソーシャルディスタンスを保つよう感染対策に努めた結果、感染の拡大を防ぐことができたことを伝え、今後も様々な感染症対策を実施し、この体温測定カメラの導入についても検討しますと答えました。

次に、肥塚議員からの、音楽の力がいろいろなものに活用できるのではないかと質問です。学校以外においても、例えば、市役所でBGMを流したりロビーコンサートをしてはどうかという内容でした。学校生活でどのような活動をしているかという質問に対しては、音楽の時間、給食や掃除の時間、また、市内中学校では黙想の時間に音楽を流していることを伝えました。次に、小学校で音楽専門の指導者による専科教育はできないかという質問です。本市では、約半数の学校で実施していますが、学級規模や、音楽の指導に長けた方が必要になります。このため、各学校の状況に応じてそれぞれで実施している状況ですので、全ての小学校で専科教育は考えていないと答えました。次に、たつの市歌についての質問です。このたつの市歌は、市町合併の際に意識を醸成するというで作られたものです。それを学校にも広めるために、たつちゃん体操を健康課が作り、学校でも取り組んでいた経緯があります。現在は、数校のみが実施されている状況です。たつの市歌は、それぞれの地域ごとに表した歌詞となっていますので、たつの市を知る勉強になるかということを検討していくと答えました。

以上で、教育委員会関係の一般質問でした。

委員

教育委員会の答弁ではないのですが、赤木議員の新型コロナウイルス感染対策について、「感染者数の発表を市町ごとにすることについて」の答弁内容を教えてください。

教育長

「感染者の発表を市町ごとに」ということについては、現在、「龍野健康福祉事務所管内」ということで発表されています。龍野健康福祉事務所管内ではクラスターが発生している自治体もあるようです。このような中、市町ごとの発表も必要であろうということで、現在、県の方に要望しているところです。県も市町の状況を聞きながら、市町ごとに感染者数を公表するように進めているということです。結局、たつの市内だけで感染防止に頑張っているも人の移動があるため、県、他市町と連携して、感染対策を行っていく必要があるということです。本市では、PCR検査等は揖龍医師会と協力して進めていることから、太子町と連携しながら取り組んでいきたいということを答えました。

委員	分かりました。
教育長	他に気になる質問はございませんか。 ないようですので、次に、(2) 冬季休業にあたっての生徒指導について、事務局報告願います。
	<p>< 事務局 資料に基づき説明 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症に係る指導の徹底 2 児童生徒理解に基づく生徒指導 3 問題行動の未然防止と安全確保についての取組の実施 4 インターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底 5 家族との過ごし方への指導
事務局	<p>特に、1点目の新型コロナウイルス感染症予防の指導として、健康管理、感染症に対する正しい認識、生活アンケート等を活用した児童生徒の理解についての指導を十分に行うこととしています。感染症に自分が、また家族が感染した場合に、どのような対応をしたらよいかというのを学校から指導を行い、冬季休業を迎えるよう指示しています。</p> <p>併せて、県教育委員会から一昨日通知があり、これに基づき、本市においては、冬季休業中の12月29日から1月3日の期間につきましては、何かあれば、市役所の代表番号に連絡していただくよう通知しました。</p>
教育長	<p>最近、感染者が増えてきている状況です。感染症のことについては、後で報告させていただきます。</p> <p>ご質問等がないようですので、次に、(3) 令和3年度揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針について、事務局報告願います。</p> <p>< 事務局 資料に基づき説明 ></p> <p>兵庫県教育委員会の公立学校教職員人事異動方針に基づき、揖龍地域の実態に応じた教育の伸展を図るため、公正かつ適切な人事異動を行う。 (具体的な方針の説明)</p>
委員	異動方針の中で、「同一校において7年以上9年間継続して勤務した者」とは、どういう状況の方ですか。また、「男女教員の比率を考慮した人事異動」とありますが、意図するところはよく分かりますが、このように「男女比率」を明記すること自体が良いことなのかどうか疑問です。県の方針は記載されていませんが、男女比率を外す時期も来ているのではないかと思います。
事務局	まず、「7年以上9年間」ということについてですが、原則7年経てば異動ということになっていますが、学校事情により、学校運営上、必要な人物かどうかを校長にヒアリングを行い、正当な理由として判断した場合は、継続させることができるということです。ただし、9年まで勤務すれば、必ず異動させるということです。
委員	産休、育休明けの職員に対しては考慮されるのですか。9年を過ぎても休暇中で、休暇明けが10年目となる場合も人事異動の面において考慮されるのですか。
事務局	はい。
委員	本人の意向も踏まえて判断されるということですね。
事務局	<p>はい。</p> <p>次に、2点目の男女比率については、委員おっしゃるとおり、見直す時期が来ているのかもしれない。しかし、小学校の場合は、年齢も含めて偏りがないように人事を行っていきたいと考えています。</p>
教育長	ここの部分については、一昨年までは男女比率をきちんとするような文言でしたが、昨年度からは「考慮して」「努める」という文言に改めています。中学校に関しては、免許の関係もあ

りますので、特段、男女比率は関係ありませんが、小学校の場合は男女比率を考慮するようにしています。例えば、小規模の小学校では男女が偏ってしまうと学校運営上、支障をきたす恐れがありますので、「考慮して努める」という文言としているものです。また、管理職では、まだまだ女性が少ない状況ですので、県の方針には女性の管理職への登用を積極的に進める文言があります。

委員 男性教職員と女性教職員とでは仕事内容が異なるという意味に捉えられないかということですが。「方針」に記載されていますので、注意する必要があると思います。また、数年後には男女比率に対しての感覚も変わってくるのではないかと思います。

委員 例えば、小学校においては、人格形成上、男性と女性の教職員で授業を受けることに偏りがあることは好ましくありませんし、男女それぞれの良さがありますので、そのような考慮を含めるのであれば、男女の比率を掲げることは一つの要素でもあるかなと思います。

教育長 昔と違い、今は、男女にこだわらず、資質の方が重視される傾向です。この人事異動方針も年々引き継いでいますので、時代と共に状況に合わせながら内容を検討していきたいと思えます。

委員 「(2) 校長の意見具申を尊重する」と「(3) 校長会等の正当な要望を尊重する」とありますが、この違いを教えてください。

事務局 (2)については、各学校長と人事ヒアリングを通して、学校からの意見具申を尊重していくこととなります。(3)については、揖龍の校長会組織の中で、人事に関して配慮してほしい等の申し入れがあり、その要望を尊重することとなります。

委員 要望の内容も違うのですか。

教育長 各校長からは、自分の学校の状況に鑑みた要望であり、校長会では、揖龍やたつの市の全体を考えての要望になります。

委員 例えば、中学校であれば、教科担任制ですので、揖龍校長会からの全体の要望を参考として人事異動を考慮しているところもあります。

委員 要望の尊重事項に、「正当な理由に基づく」とありますが、あえてこの文言は必要なのですか。

教育長 中には、県教委の事業や決まり事で要望に応えることができないものもありますので、この文言は残しておく必要があります。

他にご質問等はございませんか。

ないようですので、次に、(4) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

- ・兵庫県知事からのメッセージ（年末年始感染防止の呼びかけ）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（Ver. 5）の説明
- ・県教委の通知に基づく部活動の対応について説明 等
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる対応（出席停止等）についての説明

委員 明日が終業式となりますが、体育館で行われるのですか。

事務局 大規模校を中心に聞き取りを行ったところ、運動場や、放送を流して行うというような対応をされるとのことです。

委員 スポーツクラブやスポーツ少年団の活動はどうなっていますか。学校の部活動と同じ基準で活動されているのですか。

事務局 はい、学校の動きに準じて実施しています。

委員 体育館等、学校の開放は特に変更はありませんか。

事務局 はい、特に変更はしていません。

教育長 部活も含めて、これまでと同様に、感染対策をしながら、時間も短縮して活動をしています。今回は、県外に出て活動することを制限したものです。
また、臨時休業の説明において、臨時休業は2段階あり、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は臨時休業をした方がよいということですが、濃厚接触者の調査の結果を見ないと感染が拡大しているかどうか分かりません。そういうことからいうと、検査結果が出るまでの2日間程度は臨時休業をしないといけないということになります。

事務局 濃厚接触者がどのぐらいかという保健所の見解を聞きながら判断していくことになります。該当者の行動範囲等も影響してくると思いますが、これまでの一斉休業ということではなく、現場の状況に応じて判断していくことになります。

委員 感染症の対応として、医師会との関わり方を教えてください。

事務局 先ほど、保健所との関わりをご説明いたしましたが、当然、学校医とも調整させていただいた上で進めています。

委員 分かりました。どこを見ても「学校医」が出てきていなかったもので、どのように関わっているかを確認させていただきました。

委員 学校で感染者が出た場合は、基本的には、全て学校を休業することはせず、健康福祉事務所と調整の上、濃厚接触者の範囲から判断されるということになりましたが、これを確認するには最低でも2日間は必要になってきます。その2日間は学校を空けていても良いということになるのです。時間的に、どのぐらいのタイミングで健康福祉事務所の助言や設置者が判断できるものなのでしょうか。運用に関してその不明な点がとても気になります。

事務局 健康福祉事務所や学校医は助言者という立場で、設置者がどう判断していくかということになります。感染者が出てから状況を確認するまでの2日間は、これまでは安全を取って休業にしていますが、今後もこれを踏襲することになるかと思えます。その休業にする範囲を、全学年にするのか、そのクラスだけにするのかを判断していくことになると思えます。

委員 学校現場が一番よく把握されていると思えますね。

教育長 このマニュアルは全国版ですので、比較的感染が広がっている地域も含めた内容になっています。たつの市を考えると、これまではまだ学校関係者が1人出ただけで、龍野管内も少ない状況です。住んでいる地域の感染状況や、そこに住んでいる地域住民の感情もありますので、まずは、濃厚接触者の検査のために、1日から2日程度は学校を閉めざるを得ないことになろうかと思えます。その時々状況に応じて、学校医や健康福祉事務所の意見を聞きながら、教育委員会が判断していくことになります。

委員 中学校の高校受験について、濃厚接触者の場合の取扱いについて、既に何か決まっていますか。

教育長 まだ決まっていません。この間、大学入試は発表がありましたが、高校入試については1月頃に県から発表してくれると聞いています。中学校の臨時休業については、高校受験のことも考えた上で、判断していくようにしていく予定です。
他にご質問等はありませんか。
ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。
続きまして、議事に入ります。議案第60号「たつの市こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

小宅北こども園及び神部こども園の1号認定、2号認定児童の定員の変更

委員 1号と2号の合計は変わりませんね。1号と2号に分けなければならない理由を改めて教えてください。

事務局 こども子育て支援法で、1号、2号、3号の認定区分が定められており、それぞれに合わせた定員数を定めています。1号認定は一般的に幼稚園部分に通う子どもです。2号認定は保育が必要な子どもです。3号認定は3歳未満で保育が必要な子どもとなります。

委員 1号、2号を分けるのは、実務上の人員の配置に関係があるのでしょうか。

事務局 法律上は、保育を希望されている方が2号認定で、保育を希望されていない方が1号認定とされていますが、1号、2号とも教育標準時間内は同じ教室で行動をしています。これまで1号と2号とでは保育料が異なりましたが、保育料無償化以降は保育料の違いはなくなり、明確に異なる点は降園時間となっています。

教育長 小宅北こども園と神部こども園のみが、1号認定の方が多くなっています。それは、今年度又は昨年度に幼稚園からこども園に替わった園となります。このため、まだ幼稚園の1号認定として利用されている方が多いのではないかと思います。その1号認定の方も、預かり保育で時間を延長する方も増えています。

事務局 預かり保育を利用されている1号認定の保護者の方も、1号から2号に希望される方もいらっしゃいます。2号認定と、預かり保育を利用されている1号認定の方も併せると、徐々に増えてきている状況です。

教育長 来年度において、待機児童は0人ですか。

事務局 はい。国の基準の待機児童は0人です。ただし、国の基準ではないのですが、特定の施設への入園の空き待ちの待機児童はいらっしゃいますので、今後はその解消に向けて調整していく予定です。

教育長 他にご質問等はありませんか。
ご発言がありませんので、採決に入ります。議案第60号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり承認されました。
次に、議案第61号「たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >
重伝健の対象物件の追加

教育長 何かご質問等はありませんか。
ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第61号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。
これで、議事を終わります。
以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の質疑応答 >

続きまして、自由討議に移ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で、第19回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時30分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲
すこやか給食課主幹	瀬良 達也